

神社 寄付金 の 経費判定 & 勘定科目一覧表

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



神社への支払いは経費になる？ 法人と個人事業主の違い

商売繁盛や安全祈願のために神社へ支払う初穂料・玉串料・賽銭などは、**法人であれば「寄付金」として経費計上が可能です**（損金算入限度額あり）。一方、**個人事業主は原則として経費にできません**。過去の判例でも「宗教的色彩の強い行為であり業務との関連性を欠く」として経費性が否定されています。個人事業主の場合、勘定科目は「事業主貸」で処理します。

項目名	法人	個人事業主
経費の扱い	● できる	✕ できない
勘定科目	寄付金	事業主貸
損金算入の上限	あり（算式で計算）	－（そもそも経費不可）

支出の種類で使い分ける勘定科目一覧

神社・お寺への支出は種類に応じて勘定科目が変わります。

支出の種類	勘定科目	ポイント
初穂料・玉串料・祈祷料・賽銭・奉納金	寄付金	法人の原則的な勘定科目。損金算入限度額に注意
お札・熊手・破魔矢・お守り	消耗品費	物品購入として処理。年1回の買替えが一般的
上記のうち少額・年に数回程度の支出	雑費	多用は非推奨。税務署から内容を問われるリスクあり
社員全員参加の初詣・安全祈願	福利厚生費	全従業員が対象であることが条件。役員のみはNG
参拝にかかる電車代・バス代など	旅費交通費	遠方すぎる場合は事業関連性が問われることも
【個人事業主】上記すべて	事業主貸	経費不可。プライベート支出として処理

法人の「寄付金」には損金算入の上限がある

法人が神社やお寺に支払った寄付金は「一般の寄付金」に該当し、次の算式で計算した**損金算入限度額の範囲内でのみ**損金（税務上の経費）として認められます。

一般寄付金の損金算入限度額



$$\text{計算式} = (\text{期末の資本金及び資本準備金の合計額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$$

※令和4年度改正により、計算の基礎が「税務上の資本金等の額」から「会計上の資本金と資本準備金の合計額」に変更されています（令和5年3月期決算～）。上限を超えた部分は損金不算入となります。

計算例

資本金及び資本準備金の合計額1,000万円、所得金額500万円、12か月決算の法人の場合



$$\begin{aligned} & (1,000\text{万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1,000 + 500\text{万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 \\ &= (25,000\text{円} + 125,000\text{円}) \times 1 / 4 \\ &= \mathbf{37,005\text{円}} \end{aligned}$$

この法人では年間37,500円までの神社への寄付金が全額損金に。一般的な初穂料程度であれば限度額内に収まるケースが多いでしょう。

経費として認められないケースとは？

神社への支出が経費として認められるかの判断基準は「常識の範囲内」かどうかです。以下のようなケースでは経費性が否認されるリスクがあります。

01

✕ 金額が大きすぎる場合

たとえば賽銭が100万円など、社会通念上不相当な支出は事業関連性を問われます。

02

✕ 頻度が高すぎる場合

毎日神社を巡ってお賽銭を納めるような行為は「個人の趣味嗜好」と判断されます。お正月や創立記念日など、節目ごとの支出であることが望ましいです。

消費税の取扱いにも注意

初穂料・玉串料・祈祷料などは、宗教法人への**喜捨金（寄贈金）**に該当するため、**消費税の課税対象外（不課税取引）**です。仕入税額控除の対象にもなりません。仕訳を入力する際は消費税区分を「対象外」に設定しましょう。

なお、お札や熊手などの物品購入についても、宗教法人が販売するものは非課税と扱われるケースが大半です。

